

業 務 仕 様 書

当該仕様書は、業務の履行にあたり、札幌市役務契約約款に定めるものの他、受託者が従わなければならない事項を定めるものである。

1 業務名

札幌市農業支援センター捕獲アライグマ等処理業務

2 業務の目的

本業務の目的は、農業被害防止のために捕獲したアライグマ、カニクイアライグマ及びアメリカミンク（以下、アライグマ等という。）を適切に処理することである。

3 履行期間

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで。

4 履行場所

札幌市内一円とする。

5 業務作業時間及び履行期間

- (1) 上記業務の期間において、8 時 45 分から 17 時 15 分の間は、2 名以上対応可能な体制を維持すること。ただし、日曜日及び祝祭日は除く。
- (2) 下記業務の内容において、委託者から指示を受けた際は、指示日の翌日までに現地に赴き、アライグマ等の回収作業、もしくは錯誤個体の放逐を行うこと。

ただし、土曜日に指示を受けた場合は、少なくとも翌営業日中に回収作業までを行うこと。

なお、安楽殺処分についてはその日以降に行っても構わないが、速やかに実施すること。

6 業務の内容

受託者は、委託者の発行する指示書（様式 1）に基づき、捕獲アライグマ等の回収、運搬、安楽殺処分及び死体の焼却施設への搬入といった処理業務を実施するものとする。

死体の焼却処理については、委託者が指示する焼却施設（札幌市動物管理センター福移支所、発寒・白石・駒岡清掃工場）に搬入し、焼却処理を依頼することとする。

なお、札幌市動物管理センターは、令和 5 年度中に札幌市動物愛護センターに名称が変更される予定であり、変更後は、札幌市動物管理セン

ターを札幌市動物愛護センターと読み替えることとする。

詳細な業務の作業手順については、「8 業務作業手順」を参照すること。

業務完了後は、業務日誌（様式2）、業務写真（様式3）及び月報（様式4）を作成すること。

毎月、業務日誌（様式2）、業務写真（様式3）及び死体を処理した費用に係る領収書等を取りまとめのうえ、月報（様式4）を作成し、委託者に提出すること。併せて、必要に応じて焼却施設搬入報告書（様式5）を提出すること。

令和6年（2024年）3月31日17時までに、札幌市の定めた業務完了届を提出し、本市の検査を受けること。

下記「12 契約金額の支払について」にあるとおり、上半期と下半期の2期に分けて契約金額を請求することができる。

7 業務に必要な物品の貸出について

アライグマ輸送用容器一式については、札幌市農業振興協議会から貸し出すことができる。希望する場合は、契約締結後速やかに申し出ること。

これらの物品については、業務委託期間終了後、速やかに委託者に返却すること。

8 業務作業手順

業務の内容及びその区分は下表のとおりとなる。

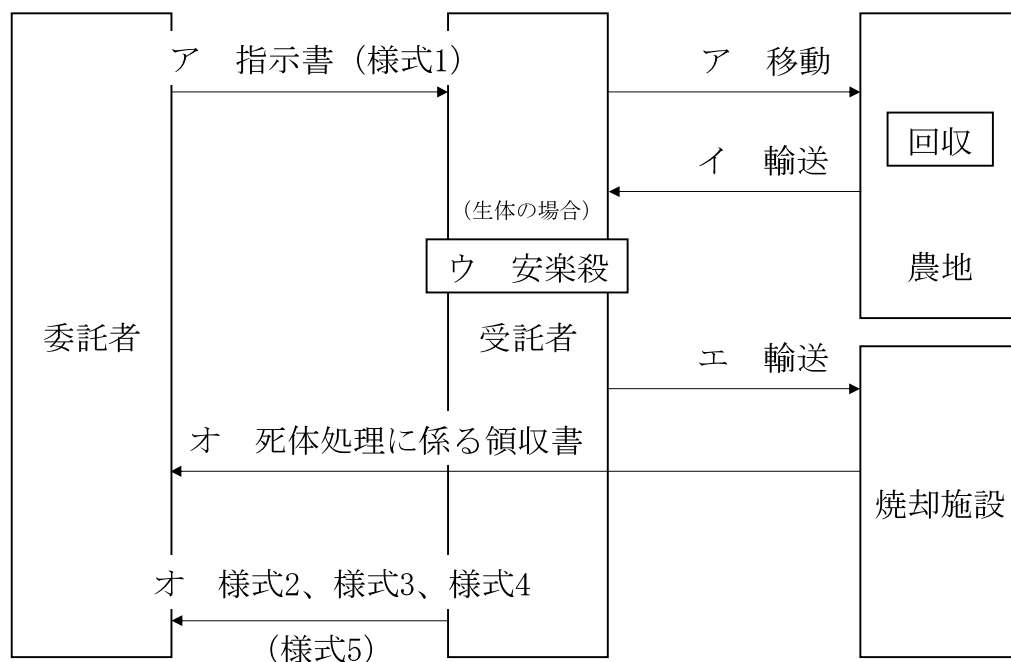
区分	業務区分1	業務区分2	業務区分3
(1)	【アライグマ等が捕獲されていた場合】 ・現地でアライグマの回収	【生体で捕獲された場合】 ・受託者施設で安楽殺処分 【わな内ですでに死亡している場合】 ・作業なし	・業務により発生した死体は、委託者が指示した焼却施設に搬入し、焼却を依頼
(2)	【錯誤捕獲であった場合】 ・現地で放逐		
(3)	【アライグマ等がいなかった場合】 ・農業者若しくは農協に連絡		

詳細な業務の内容については以下に記す。

(1) アライグマ等の捕獲依頼を受け、アライグマ等が捕獲されていた場

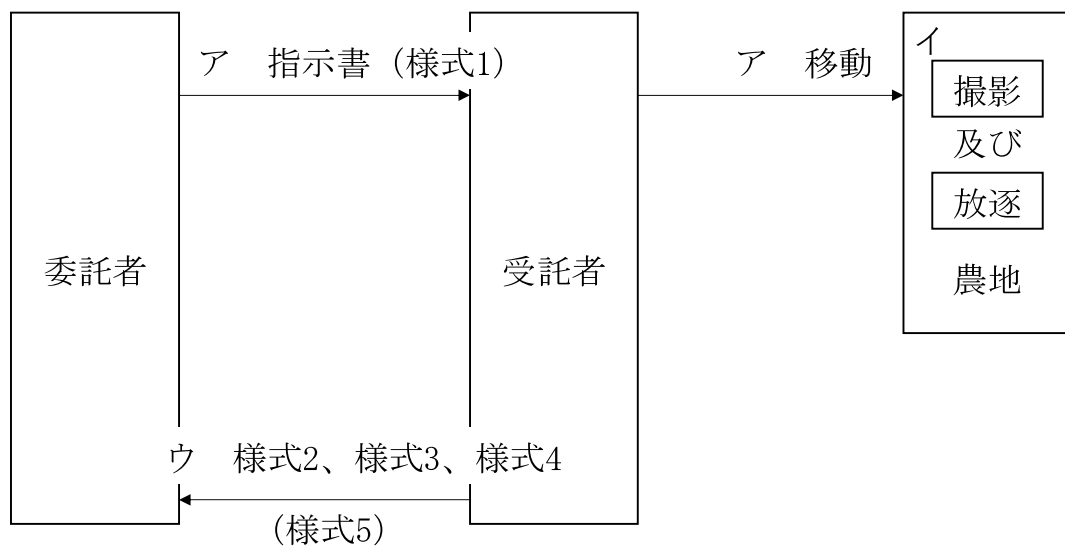
合の作業手順

- ア 委託者からの指示書（様式１）により、現地に赴く。
- イ 業務写真（様式３）の撮影後、箱わな等からアライグマ等を取り出し、受託者が用意した運搬用の容器（アライグマ捕獲用の箱わなかこれに準ずる強度を要するもの）にアライグマ等に移し、受託者の施設に運搬する。
- ウ 受託者施設内において、炭酸ガスを用いて安楽殺処分を行う。この際に、性別と体重を記録し、業務写真（様式３）の撮影後、業務日誌（様式２）を作成すること。
- ただしわな内で死亡していた場合は、様式２により報告すること。
- エ 安楽殺処分等により生じる死体は、委託者が指示した焼却施設に搬入し、焼却処理を依頼する。
- オ 業務日誌（様式２）、業務写真（様式３）、月報（様式４）及び死体を処理した費用に係る領収書等を併せて、毎月委託者へ提出すること。



アライグマ等が捕獲されていた場合の作業手順図

- (2) アライグマ等の捕獲依頼を受け、錯誤捕獲であった場合の作業手順
- ア 委託者からの指示書（様式１）により、現地に赴く。
- イ 業務写真（様式３）の撮影後、原則現場にて放逐を行う。
- ウ 業務日誌（様式２）に記載し、業務写真（様式３）、月報（様式４）と併せて毎月委託者へ報告すること。



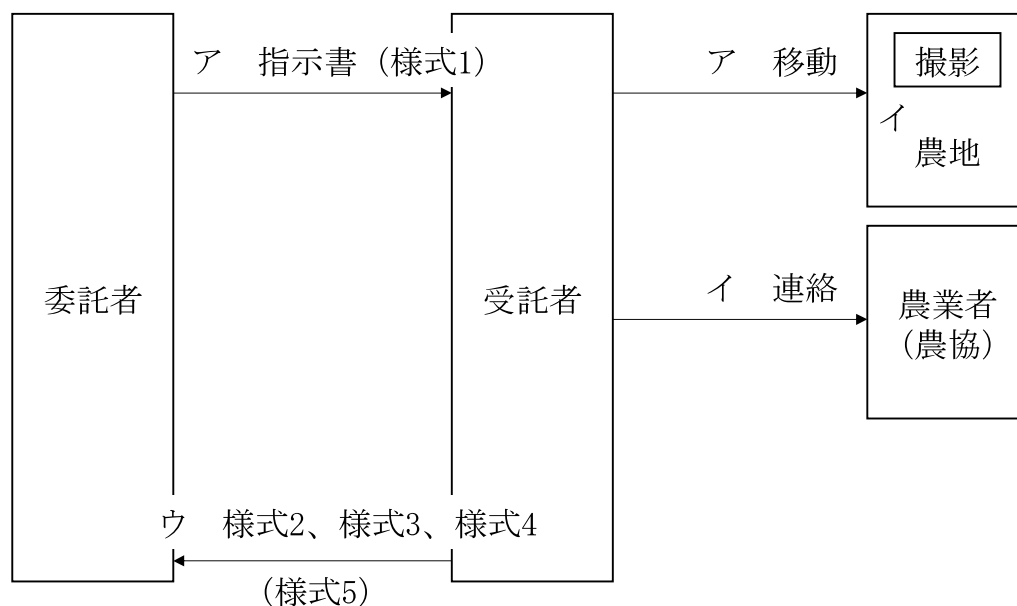
錯誤捕獲であった場合の作業手順図

(3) アライグマ等の捕獲依頼を受け、アライグマ等がいなかった場合の作業手順

ア 委託者からの指示書（様式１）により、現地に赴く。

イ 業務写真（様式３）の撮影後、農業者へその旨電話連絡を行う。
農業者と連絡がとれなかった場合は、札幌市農業協同組合に連絡を行う。

ウ 業務日誌（様式２）に記載し、業務写真（様式３）、月報（様式４）と併せて毎月委託者へ報告すること。



アライグマ等がいなかった場合の作業手順図

9 アライグマ等の安楽殺処分について

アライグマ等の安楽殺処分については、炭酸ガスを用いること。

詳細な方法については、「北海道アライグマ防除技術指針」を参照すること。

10 焼却施設への持ち込みについて

焼却施設は、下表のとおりであり、委託者の指示した施設へ搬入すること。

搬入先が清掃工場であった場合、発寒、白石、駒岡のいずれに持ち込んでも構わない。また清掃工場は、年に1回程度、点検のために受け入れを停止することがあるので、事前にホームページ等により確認のうえ、持ち込むこと。

各施設の詳細は下表のとおり。

名称	住所	連絡先
発寒清掃工場	札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 1 - 1	011-667-5311
白石清掃工場	札幌市白石区東米里 2170 番地	011-876-1710
駒岡清掃工場	札幌市南区真駒内 602 番地	011-582-9733
札幌市動物管理センター福移支所	札幌市北区篠路町福移 156 番地	011-791-1811

持ち込むアライグマ等は、1 頭ずつビニール袋に入れて袋は二重とし、密閉すること。

焼却施設に持ち込んだ際の手数料等は、受託者が立替払いすること。この立替払いした金額については、契約金額の請求の際に合わせて請求できる。ただし、領収書等支払の実績が分かる資料の写しを必ず提出しなければならない。

焼却施設への持ち込みは、複数の指示書分をまとめて持ち込んで構わない。この場合は、焼却施設搬入報告書（様式 5）により、その状況を報告すること。様式 5 は、月報（様式 4）と併せて毎月報告すること。

焼却施設への持ち込みは、1 日あたり 1 回までとし、可能な限りまとめて持ち込むこと。

11 業務区分及び予定数

下表のとおりとする。

業務区分	内容	予定件数
業務区分 1 現地に移動し作業	現地に移動し、捕獲個体等の回収、 錯誤個体の放逐又は現地の状況報告を行う。	162 件

業務区分 2 受託者施設における 安楽殺処分	回収した個体を、受託者施設において、炭酸ガスを用いて安楽殺処分する。	163 頭
業務区分 3－1 焼却への搬入(清掃工場)	安楽殺処分した個体等を、清掃工場に搬入し、処分を依頼する。	84 回
業務区分 3－2 焼却施設への搬入(動物管理センター)	安楽殺処分した個体等を、動物管理センターに搬入し、処分を依頼する。	3 回

記載した予定件数は、その数量の発注を保証するものではない。

12 契約金額の支払について

契約金額の支払いについては、上半期（令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日）、下半期（令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日）ごとに実績を取りまとめ、2 期に分けて請求することができる。2 期に分ける際は、契約締結後その旨申し出ること。

13 その他

- ・受託者は、契約締結後、札幌市アライグマ・アメリカミンク防除従事者台帳に登録したことを示す書類を速やかに提出すること。
- ・受託者は、契約締結後、本業務に使用する予定である車両の、車両番号の一覧を委託者へ提出すること。
- ・受託者は、委託業務により知り得た一切の事項について、他に漏らしではならず、また、目的以外に使用したりしてはならない。
- ・業務上知りえた個人情報については、契約約款内の「個人情報取扱注意事項」に従って業務を行うこと。
- ・この仕様書に定めのない事項で、業務の実施にあたり疑義が生じたときは、委託者との協議のうえ、行うものとする。
- ・業務の実施にあたっては、内容の特殊性を考慮し、事故防止に万全を期するものとする。

(様式 1)

指示No. 号
令和 年 月 日

＜受託者名＞ 様

札幌市農業支援センター所長

指 示 書

「札幌市農業支援センター捕獲アライグマ等処理業務」を下記により行うことを指示する。本指示書を受けたあと、原則として翌日までに現地に移動し、アライグマ等の回収、錯誤個体の放逐を行うこと。

記

1 指示住所等

- (1) 住 所 札幌市 区
- (2) 氏 名
- (3) 連絡先

2 処理方法（該当箇所に○印）

内 容		アライグマ 等頭数
箱わなに捕獲されたアライグマ等を、受託者の用意した移送用の容器に移して回収し、受託者施設で安楽殺処分後、 <u>下記焼却施設</u> に搬入し、死体の焼却処理を依頼する。		
焼却 施設		

※ 上表により指示された場合において、錯誤捕獲であった場合、その場にて放逐を行うこと。

3 注意事項

業務の特殊性を考慮し、実施にあたって事故防止に万全を期するものとする。

4 連絡先

札幌市経済観光局農政部農業支援センター農産係 TEL:787-2220

(様式2)

指示No. 号

業 務 日 誌

従 事 者 名			
作 業 年 月 日	令和 年 月 日 ()		
作 業 場 所	農 家 名		
	住 所	札幌市	
現地到着時刻	現地出発時刻		
:	:		

1 業務内容 (該当箇所には○印記入)

該当処理	内 容
	(1) 箱わなにより捕獲されたアライグマ等の処理
	(2) 錯誤個体の放逐
	(3) 対象個体がいなかった場合

2 処理内容

ア 頭数 ____頭 (アライグマ等の頭数)

イ 性別及び体重 (体重は 100 g 未満は四捨五入)

(1 頭目)	(2 頭目)	(3 頭目)	(4 頭目)
オス／メス ____kg	オス／メス ____kg	オス／メス ____kg	オス／メス ____kg

ウ 安楽殺処分を行った日 ____月 ____日

エ 対象個体が多かった場合、連絡した相手

--

3 確認欄

業務主任	Ⓜ
補助作業員	Ⓜ

※ 業務主任とは、本業務を統括する者で、内部で定める必要がある。また、実際に作業を行う者とは別の者を指定すること。

4 備考

業務写真 (様式3)、死体処理費用に係る領収書等も併せて提出すること。

まとめて焼却施設に持ち込んだ場合、領収書等は様式5に添付すること。

(様式3)

指示No. 号

業 務 写 真

1 捕獲されたアライグマ等を撮影する場合

下記項目をホワイトボード等に記載のうえ、一緒に撮影する。

タイトル	札幌市農業支援センター捕獲アライグマ等処理業務		
処理日	令和 年 月 日（ 指示 No. ）		
捕獲場所	札幌市 区		
農家名			
捕獲頭数	頭		性別
撮影者名			

※ 錯誤捕獲であった場合も同様の方法で撮影を行う。

※ 対象個体がなかった場合は、わなから逃げた状況等が撮影できるようであれば、同様の方法で撮影を行う。

2 安楽殺処分後

下記項目をホワイトボード等に記載のうえ、一緒に撮影する。

複数頭いる場合は、まとめて撮影してよい。

タイトル	札幌市農業支援センター捕獲アライグマ等処理業務		
処理日	令和	年	月 日（指示 No. ）
捕獲頭数	頭		性別
撮影者名			

(様式4)

月 報 (月分)

指示 No.	捕獲数			放 逐	業務区分				焼却施設持込			焼却処分費 (清掃)		焼却処分費 (動営)			備 考
	オス	メス	計		1	2	3-1	3-2	日付	持込 件数	様式 5 No.	重量 (kg)	金額	成 獣	幼 獣	金額	
合計																	

- ※ 当月の末日までに完了した業務について報告する。
- ※ 未完了分は翌月の月報にて報告する。
- ※ 放逐した場合、放逐の有無に○を記載
- ※ 焼却施設に持ち込んだ場合、その日付を記載し、持込件数に1を記載する。ただし、まとめて持ち込んだ場合は、様式5の通し番号を該当するものに記載する。
- ※ 焼却費用に係る領収書等の写しは本様式に添付することとするが、様式5に添付している場合はその限りではない。

○集計

項目	単価	件数	金額
業務区分1			
業務区分2			
業務区分3-1			
業務区分3-2			
処分費			
合 計			

(様式 5)

報告書 No. 号

焼却施設搬入報告書

以下のアライグマ等の死体をまとめて焼却施設に搬入しましたので、報告します。

・ 指示書 No. とその頭数

指示書 No.	頭数
合計	

・ 備考

まとめて持ち込んだ場合のみ、この様式を使用する。

右上の報告書ナンバーは通し番号とし、1 番からとする。重複をしてはいけない。

本報告書には、必ず焼却施設に搬入した際の領収書の写しを添付すること。